



新型コロナウイルス感染症対策 関連情報  
各種新型コロナウイルス感染症対策を実施します



ターゲット 3.3

令和2年4月16日

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」  
各種新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

- 1 PCR検査設備の拡充について（保健所総務課 担当：朝倉陽一 TEL924-2120）  
4月6日から郡山市保健所で実施しているPCR検査について、5月中に検査機器を新たに1台導入し検査体制の強化を図ります。
- 2 温泉使用料減免の諮問について（公有資産マネジメント課 担当：門澤康成 TEL：924-2051）  
新型コロナウイルス感染症に伴う、観光客の減少による磐梯熱海温泉事業者への深刻な影響を踏まえ、温泉使用料の減免について熱海温泉管理委員会に諮問しました。
  - (1) 諮問月日 令和2年4月16日(木)
  - (2) 減免対象 郡山市熱海温泉事業条例第5条に規定する給湯の許可を受けている権利者であって現に給湯を受けるもの。
  - (3) 減免割合 温泉使用料の2/3
  - (4) 減免期間 令和2年4月分から6月分まで（3か月分）
  - (5) 今後の予定 熱海温泉管理委員会からの答申を経て、減免を決定します。
- 3 市営住宅家賃の減免等について（住宅政策課 担当：遠藤一芳 TEL：924-2631）
  - (1) 市営住宅家賃を減免します  
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少したため、市営住宅家賃の支払いが困難な方について、家賃の減免を行います。
 

ア 減免の額	①家賃を再認定した結果、既存家賃より低くなる方	当該家賃の差額
	②既存家賃が収入分位1位の方	最大50%の減額

 イ 減免の期間 原則として3か月（その後状況により延長あり）  
ウ その他 直近3ヶ月の給与明細書等の添付が必要です。
  - (2) 市営住宅を一時的に提供します  
新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされた方に、市営住宅を一時的に提供します。
 

ア 家賃等	市営住宅家賃の収入分位1位家賃とする（駐車料金、光熱水費等は自己負担）
イ 使用期間	6か月（最長1年まで延長可）
ウ 提供個数	10戸程度
- 4 郡山市総合地方卸売市場内における新たな対策について  
（総合地方卸売市場管理事務所 担当：伊坂透 TEL：961-1140）  
市場機能維持のため、取引方法の変更及び入場制限等を行います



2 郡 公 第 1 2 2 号  
令和 2 年 4 月 1 6 日

郡山市熱海温泉管理委員会  
委 員 各 位

郡山市長 品川 萬里

郡山市熱海温泉使用料の減免に係る諮問について（依頼）

春嵐の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、温泉管理委員会の運営につきましては、御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり令和2年3月30日付けで「温泉使用料免除措置についての要望書」が提出されました。

本市といたしましては、この要望内容を検証・精査した結果、減免が妥当との結論に至り3か月間の措置を講じたい考えであります。

この減免措置に当たりまして、郡山市熱海温泉事業条例第11条第3項の規定により温泉管理委員会を開催し諮問すべきところではありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策及び短期間での審議が必要なことから、書面表決をもってその開催に代え、下記議案の御承認をいただきたいと存じますので、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、下記により御審議くださるようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 諮問 温泉使用料の減免について
- 2 送付資料 ①熱海温泉使用料の減免(案)について  
②温泉使用料免除措置についての要望書  
③書面表決書
- 3 回答期限 書面表決書については、令和2年4月20日(月)までに回答願います。

事務局：熱海温泉事業所長 千葉  
TEL・FAX 024-984-2688

## 4 家賃

### (1) 家賃の決定方法について

市営住宅には、条例に定める収入の基準以下の世帯の方だけが申込みできます。収入基準の額は一定の範囲ごとに「収入分位」という段階に分けられ、この収入分位ごとに家賃が決められています。

※ 収入のない方でも家賃はかかりますが、申請により減免を受けられる場合があります。

収入基準 月額	一般世帯 収入基準				裁量世帯 収入基準	
	0～ 104,000	104,001～ 123,000	123,001～ 139,000	139,001～ 158,000	158,001～ 186,000	186,001～ 214,000
収入分位	①	②	③	④	⑤	⑥

※ 次の条件のいずれかに該当すれば裁量世帯となり、収入分位⑤、⑥の方でも申込みことができます。

- |  |
|--|
| <p>(ア) 入居者又は同居者の中に、以下のいずれかに該当する障がい者の方がいる世帯<br/>身体障がい者(1～6級)・精神障がい者(1～3級)・知的障がい者(A、B)</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上で、同居者全員が60歳以上又は18歳未満の世帯(単身可)</p> <p>(ウ) 入居者又は同居者の中に、単身入居資格の③、④、⑥、⑦、⑨に該当する方がいる世帯</p> <p>(エ) 同居者の中に、未就学児(小学校入学前)がいる世帯</p> |
|--|

### (2) 収入基準の計算方法と収入分位の決定

収入基準 = (世帯全員の過去1年間の所得の合計 - 控除額) ÷ 1.2

→ その収入基準が、収入分位①～どの範囲に該当するか → 収入分位の決定

収入計算上の控除は、税法上の控除とは異なります。

※ 合計するのは総収入額ではなく、所得額です。(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)

※ 収入状況が急変したことで、「過去1年間の所得」と最新の収入状況が異なる方については、別途最新の収入状況から所得を算出の上で収入基準を計算します。

### (3) 控除額について

名称	控除額	内容
扶養親族控除	380,000円	同居者1人につき(所得がある同居者も対象)
老人扶養控除	100,000円	70歳以上の同居者1人につき
特定扶養控除	250,000円	16歳以上23歳未満の被扶養者1人につき
普通障害者控除	270,000円	身体3～6級、精神2,3級、療育Bの入居者又は同居者
特別障害者控除	400,000円	身体1,2級、精神1級、療育Aの入居者又は同居者
寡婦控除	270,000円	以下のいずれかを満たす場合 ・夫と死別または離婚してから婚姻しておらず、扶養親族(生計を一にする子が総所得38万円以下を含む)がある ・夫と死別してから婚姻しておらず、所得金額が500万円以下 ※婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻しておらず、扶養親族その他その者と生計を一にする子が総所得38万円以下
寡夫控除	270,000円	以下のすべてを満たす場合 ・妻と死別または離婚してから婚姻していない ・同一生計の子(合計所得が38万円以下)がある ・所得金額が500万円以下 ※婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻しておらず、その者と生計を一にする子が総所得38万円以下で父が所得金額500万円以下

※ 扶養親族・・・他の人の控除対象配偶者・扶養親族の場合を除く

郡山市総合地方卸売市場内における新型コロナウイルス感染症に対する  
場内事業者・市場関連事業者の皆様の感染防止及び市場機能維持のため  
の取引方法の変更及び入場制限等について

## 1 取引方法の変更について

せり売りについて、多数の人が集まることで、飛沫感染等を防止し、濃厚接触を回避するため、青果部、水産物部及び花き部の取引実情等に応じて、以下のとおりとする。

### (1) 青果部及び花き部における取引

せり売りを実施する場合は、農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等に基づき以下の対策を講じたうえ実施する。

- ・せり売り参加者は、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等で口を覆う）を着用すること
- ・せり売り参加者は、2mを目安として適切な距離を保って取引を行うこと

### (2) 水産物部における取引

郡山市総合地方卸売市場条例第34条第2項第1号に基づき、せり売りを一時中止し全品目について相対取引に変更する。

なお、変更にあたり公正かつ適正な取引の確保ため以下の点に留意すること

- ・買受人等に対して不当に差別的な取扱いをしないこと
- ・適正な取引価格を維持すること
- ・小口取引業者にも商品が購入できるようにすること

### (3) 実施期間等

実施期間は当面4月20日（月）から5月6日（水）までとする。

ただし、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとし、実施内容についても状況に応じて変更する場合がある。

## 2 入場制限について

市場内での働く方の罹患回避及び市場機能の維持を図るため、郡山市総合地方卸売市場条例第79条第3項の規定に基づき、以下のとおり建物内への入場を制限する。

### (1) 対象者

市場取引関係者及び開設者等を除く者

### (2) 対象施設

市場内の建物(水産棟、青果棟、花き棟、管理・関連店舗棟、バナナ棟)

### (3) 実施期間等

実施期間は当面4月22日（水）から5月6日（水）までとする。

ただし、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとし、実施内容についても状況に応じて変更する場合がある。

### 3 市場機能の維持について

#### (1) 施設使用料の納付猶予

生鮮食料品を安定的に供給するという市場機能維持のため、郡山市総合地方卸売市場条例施行規則第 54 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり使用料の納付を猶予

① 対象使用料

施設使用料

② 対象事業者

一時的に使用料の支払いが困難な卸売業者、仲卸業者及び関連事業者  
(事前の相談が必要)

③ 支払いの猶予の内容

原則として、最大 6 ヶ月支払いを猶予

#### (2) 建物外における一般市民等を対象とした販売の許可

入場業者の経営の安定及び場内事業者及び市場関係者の新型コロナウイルス感染症への罹患回避のため、郡山市総合地方卸売市場条例第 66 条第 1 項等の規定に基づき、市長が指定する場所における一般市民等を対象とした生鮮食料品や弁当・惣菜、日用雑貨等の販売を許可

① 対象事業者

関連事業者

② 使用許可の場所

使用を許可する場所については、その実施内容等に基づき、事業者と協議の上、市長が指定する。(例 東邦銀行脇空きスペース等)

③ 施設使用料

70 円/㎡。ただし、郡山市総合地方卸売市場条例第 73 条第 2 号の規定により、全額免除

④ 市場食堂について

市場食堂については、場内事業者及びその従業員の方々等の新型コロナウイルス感染症への罹患を回避し、その安全と健康を維持するため、当分の間は市場関係者以外の利用は御遠慮いただくこととする。